

大和市子育て支援施設指定管理者
募 集 要 項

令和4年8月

大 和 市

— 目 次 —

1. 施設の概要	1
(1) 施設の設置目的と指定管理者に期待する役割	
(2) 施設の概要	
2. 指定管理にあたっての条件	1
(1) 指定管理者が行う業務（詳細は別紙仕様書のとおり）	
(2) 指定期間	
(3) 利用料金制	
(4) 指定管理料	
(5) 管理の基準	
(6) 委託の制限	
(7) 業務の引継ぎ	
(8) 事業の継続が困難になった場合の措置	
(9) モニタリング	
(10) リスク分担	
(11) その他	
3. 申込みの手続き	5
(1) 応募資格	
(2) 募集要項の配布	
(3) 提出書類	
(4) 施設見学会	
(5) 質問の受付	
(6) 提出期限	
4. 選定の基準等	8
(1) 選定方法	
(2) 選定基準	
(3) 面接審査	
(4) 選定結果のお知らせ	
5. 指定管理者の指定	9
(1) 指定管理者の指定	
(2) 指定管理者の指定日	
(3) 協定の締結	
6. スケジュール	11
7. 関係書類	12
(1) 様式等	
(2) 業務に関する仕様書	
(3) 市の条例等	
8. 提出先及び問い合わせ先	12

《別紙》 リスク分担表

1. 施設の概要

(1) 施設の設置目的と指定管理者に期待する役割

大和市子育て支援施設は、平成 27 年 10 月に策定した「中央林間地区街づくりビジョン」に基づき整備され、多様化する子育てニーズに応え、市民の子育てを支援することにより、子どもの健やかな成長、子育て世代の親子の交流の促進等を図ることを目的としています。

指定管理者には、民間事業者としての知識、能力、経験を活かし、利用者の視点に立った効果的な運営によって、大和市子育て支援施設条例及び仕様書に掲げた目的の実現に寄与することを期待します。

(2) 施設の概要

ア 名称	大和市子育て支援施設
イ 所在地	大和市中央林間四丁目 1 2 番 1 号
ウ 開館日	平成 30 年 4 月 1 日開館
エ 施設位置	中央林間東急スクエア 3 階 307 区画 延床面積 約 235.21 m ²
オ 施設内容	・幼稚園送迎用園児預かり室(送迎ステーション) 87.6 m ² (保育有効面積約 80 m ²) ・託児室 55.8 m ² (保育有効面積約 52 m ²) ・入口、ホール 13.5 m ² ・幼児用WC、シャワー室 13.4 m ² ・備品庫、教材庫 12.2 m ² ・受付(事務室) 11.7 m ² ・子育て相談スペース 7.9 m ² ・更衣室、職員WC、調理調乳室、洗濯室他 33.11 m ²

2. 指定管理にあたっての条件

(1) 指定管理者が行う業務(詳細は、別紙仕様書のとおり)

ア 施設の運営に関すること

- (ア) 有料施設の利用にかかる利用者の登録、利用承認等の事務
- (イ) 有料施設の利用にかかる費用徴収に関する事務
- (ウ) その他の予約等の業務

イ 子育て支援施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

- (ア) 施設、設備の保守管理、点検、報告等に関すること(法定点検、報告を含む)
- (イ) 施設の清掃に関すること
- (ウ) 施設警備に関すること
- (エ) その他の事務に関すること
 - ・物品等の購入や簡易な修繕、光熱水費・通信費等の支払いなど施設を管理運営する上で必要な事務
 - ・上記以外の機器の保守点検及び大規模な修繕等については、必要となった時点で市と協議すること

ウ 事業実施に関すること

(ア) 送迎ステーション事業

幼稚園又は認定こども園の児童の当該幼稚園等への送迎に当たり、一時的に保育を実施する場の提供及びその利用に併せた託児に関すること

(イ) 託児事業

子育て中の保護者を支援するための託児に関すること

(ウ) 子育て相談事業

子育てに係る相談及び情報提供に関すること

(エ) その他市長が必要と認める事業

(2) 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

(3) 利用料金制

地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制を導入しているため、利用者が支払う利用料金は指定管理者の収入となります。施設の利用料金は、条例に規定する範囲内で、市の承認を得て指定管理者が定めることができます。

なお、条例に規定する利用料金の範囲は、「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」に基づき指定期間中において見直しを行うことがあります。

(4) 指定管理料

ア 市は管理運営に必要な経費として、指定管理料を支払います。

イ 指定管理料（消費税及び地方消費税を含む）は下記の金額を上限として、提出された収支予算書の提案額に基づき、協定書で定める額とします。

なお、下記の金額を超えた額を提案した場合、失格となりますのでご注意ください。

[指定管理料上限額]

令和5年度～令和9年度（5年間） 上限額 239,175千円

※なお、当該施設の賃借料については、市の負担となることから、指定管理料の算出にあたっては、それを含まないようご注意ください。

ウ 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、四半期毎に支払います。

エ 管理口座

指定管理料は、団体等の口座とは別の口座で管理してください。

オ 剰余金の取扱い

指定管理業務において各年度の収支決算で発生した剰余金については、指定管理者に帰属するものとします。

※ 仕様の変更等により協議の上、指定管理料を変更する場合があります。

(5) 管理の基準

業務仕様書を参照してください。

(6) 委託の制限

指定管理者は、下記に定める業務を除き、本業務を一括して第三者に対して委託してはけません。ただし、本業務の一部については、事業計画書に明示したうえであらかじめ市の承認を得た場合は除きます。

委託可能業務

番号	業 務 名
1	建築物管理業務
2	建設設備管理業務
3	環境衛生等管理業務
4	電気設備・機器管理業務
5	防火・消防等の管理業務
6	定期・不定期清掃及び廃棄物処理業務
7	空調設備・機器管理業務
8	自動ドア管理業務
9	警備管理業務
10	遊具管理業務
11	建物所有者又はその代理人が指定する管理業務
12	その他乙の申し出により、甲が承認した業務

(7) 業務の引継ぎ

- ア 令和5年4月の業務が円滑かつ支障なく開始することができるよう、相当の期間、市並びに現指定管理者と協議や業務の引継ぎを行ってください。
- イ 指定期間満了後若しくは指定の取消し等により次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎを実施するとともに、必要な手順書やデータ等を遅滞なく提供してください。また、指定期間の終了後であっても、管理業務、運営業務の引継ぎが終了するまでの間は、必要な管理業務を継続してください。
- ウ 指定期間終了に伴う引継ぎ業務として発生する費用負担については、原状回復等に係る費用負担を除き、原則として、次期指定管理者の負担とします。前納された利用料金については、利用日が次期指定管理者の期日の場合は次期指定管理者の収入とします。
- エ 現在雇用されている職員の継続雇用の配慮をお願いします。

(8) 事業の継続が困難になった場合の措置

- ア 指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合について
指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、市は指定の取り消しをすることができるものとします。この場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償することとなります。
また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、指定管理者は前記(7)に準じて適切に引き継ぎを行ってください。
- イ その他の事由により事業の継続が困難になった場合
災害その他の不可抗力等で、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について両方で協議することとします。
なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設等の管理運営業務を遂行できるよう、指定管理者は適切に引き継ぎを行ってください。

(9) モニタリング

サービス維持・向上と、効率的な管理運営が行われるよう、市及び指定管理者は施設の管理運営について定期又は随時にモニタリングを行うこととします。

- ア 市が行うもの
 - (ア) 市は子育て支援施設の管理運営の適正を期するため必要と認めるときは、定期又は随時に指定管理者に対し、業務又は経理の状況について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をするものとします。
 - (イ) 指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、市は改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止又は指定の取消しを行うことがあります。
 - (ウ) 市の監査委員が必要と認めるときは、指定管理者の公の施設の管理に係る出納関係事務等について監査する場合があります。
- イ 指定管理者が行うもの
 - (ア) 指定管理者は、管理運営が施設の設置目的や協定書・仕様書等に沿って行われてい

るか、継続的に自己点検を行うものとします。またアンケートによる利用者満足度の調査等、施設利用者の意見を施設の管理運営に反映させる取組みを行うものとします。

(10) リスク分担

募集要項末項《別紙》（13ページ）を参照してください。

(11) その他

災害発生時の他施設の状況等により応急対策活動拠点としての運営支援要請に対し、協力するよう努めてください。

3. 申込みの手続き

(1) 応募資格

ア 応募資格等

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に定める保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6号に定める認定こども園を運営している法人またはその他の団体（以下「団体等」という）とし、個人での応募は受けません。

イ 欠格事項

団体等が、次のいずれかに該当するときは、応募者となることはできません。

- (ア) 団体等又はその代表者が法律行為を行う能力を有しない者であること
- (イ) 団体等又はその代表者が破産者で復権を得ない者であること
- (ウ) 団体等又はその代表者が国税及び地方税等を滞納している者であること
- (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）により更生又は再生手続きをしている者であること
- (オ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条（同法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者であること
- (カ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同法施行令第167条の11第1項の規定により準用する場合も含む。）により、市の執行機関における一般競争入札の参加を制限されている者であること
- (キ) 大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領第2条により、市の執行機関における一般競争参加停止及び指名停止の措置を受けている者であること
- (ク) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項により、2年以内に指定管理者の指定を取り消された者であること
- (ケ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている者であること又は団体等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員であること
- (コ) 大和市暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第2条第5号に掲げる暴力団経営支

配法人等であること

- (サ) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みである場合を除く）
- (シ) その他市長が指定管理者として適当でないと認める者。

ウ 申込みに関する留意事項

(ア) 接触の禁止

選定委員会の選定委員、本件業務に従事する本市職員並びに本件関係者に対し、指定管理者の候補者が選定されるまでの間、本件応募内容にかかわる事項についての接触を禁じます。事実が認められた場合、失格になることがあります。

(イ) 申込内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(ウ) 虚偽の記載をした場合の取り扱い

提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(エ) 提出書類の取り扱い

提出された書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

(オ) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届【様式2】を提出してください。

(カ) 費用の負担

申込に関して必要となる費用は、申込団体の負担とします。

(キ) 提出書類の著作権

本市が提示する仕様書等の著作権は大和市及び作成者に帰属し、申込団体の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、提出された書類は、本市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を公表または使用できるものとします。

(2) 募集要項の配布

- ア 配布場所
大和市鶴間1-3 1-7 大和市保健福祉センター内2階 こども部 ほいく課
または大和市のホームページからダウンロード
- イ 配布日時 令和4年8月1日(月)～同年9月20日(火)
- ウ 配布資料 (ア) 大和市子育て支援施設指定管理者募集要項
(イ) 大和市子育て支援施設指定管理者業務仕様書
(ウ) 提出書類一式【様式1】～【様式7】、(表1～表3)
(エ) 市の条例等

(3) 提出書類

- ア 指定管理者指定申込書【様式1】
- イ 申込団体の定款又はこれに類するもの(最新のもの)
- ウ 申込団体の活動実績及び経営状況を説明する書類
(収支予算書、事業計画書、収支決算書、事業報告書等)
- エ 申込団体の財産目録
- オ 申込団体の登記簿謄本(申込日前6か月以内のもの)
- カ 申込団体の納税証明書等(申込日前6か月以内のもの)
 - ・法人税、事業税の納税証明書又は未納が無いことの証明書。
 - ・大和市内に営業所を有する者については、市民税、固定資産税の納税証明書又は未納がないことの証明書
- キ 申込団体の役員、理事、評議員等の名簿【様式3】
- ク 欠格事項に関する申立書【様式4】
- ケ 企画提案書【様式5】(別添:表1～3の作成を含む。)
- コ 施設の管理運営に係る収支予算書【様式6】及び指定管理料見積書
- サ 施設の管理運営に係る企画提案書に基づくプレゼンテーション資料
- シ 本申し込みに関する連絡先等の窓口(任意書式)
 - (ア) 部署・職名
 - (イ) 担当者氏名
 - (ウ) 電話番号・FAX番号
 - (エ) メールアドレス

※提出部数…正本1部 副本10部

※なお、ケ、コ、サについては、CD等によるデータ提出も合わせてお願いいたします。

(4) 施設見学会

- ア 日時 令和4年8月9日(火) 14時から15時まで(予定)
- イ 会場 大和市子育て支援施設
(大和市中心林間4-12-1 中央林間東急スクエア3階)
- ウ 参加者 1団体につき2名までとします。
※参加希望団体は、令和4年8月8日(月) 17時までに
ほいく課保育指導係(046-260-5672)にご連絡ください。
※当日資料は配布いたしませんので、事前にはほいく課でお受け取りいただくか、
もしくは市ホームページに掲載されている募集要項や各種仕様書等の関係書類を印刷してご持参ください。
※応募を検討されている団体は必ず出席してください。

(5) 質問の受付

- ア 受付期間
令和4年8月10日(水)～同年8月24日(水) 17時到着まで
- イ 受付方法
【様式7】質問票にご記入の上、直接ご提出いただくか、FAXまたは電子メールにて提出してください(詳細は、「8. 提出先及び問い合わせ先」を参照してください)。
なお、電話や口頭等による質問は受付いたしません。また、受付期間終了後の質問につきましても回答いたしません。
- ウ 質問回答
予定回答日を同年9月9日(金)頃とし、ホームページで公開します。

(6) 提出期限

- ア 申込期間 令和4年8月1日(月)～ 同年9月20日(火)
- イ 申込締切 令和4年9月20日(火) 17時までとする。
※期限を過ぎたものについては、一切受け付けできません。
※窓口での申し込み時に書類の精査はいたしかねます。
なお、ご提出いただいた書類は返却できません。
※不備があった場合は、後日連絡いたしますので、ご対応願います。
※応募後に辞退される場合は、辞退届【様式2】をご提出願います。

4. 選定の基準等

大和市子育て支援施設条例第8条及び大和市子育て支援施設指定管理者の候補者審査要領に基づき、次に掲げる選定基準その他総合的に審査し、適当と認めた場合は指定管理者の候補者として選定します。

(1) 選定方法

- ア 資格審査
指定申込書の提出後、事務局が申込団体の応募資格や参加資格要件である仕様書で示す

要求水準を満たしているか等について審査を行います。

イ 選定委員会による審査（書類審査・面接審査）

「大和市子育て支援施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、「指定管理者選定委員会」を設置し、提出された書類とそれをもとにした応募者によるプレゼンテーションを実施した上で、審査を行います。

ウ 指定管理者の選定

市長は、選定委員会の報告を受け、指定管理者の候補者を選定します。

（2）選定基準

- ア 子育て支援施設を利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ 子育て支援施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ウ 子育て支援施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- エ 子育て支援施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- オ 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める基準

（3）面接審査（申込団体によるプレゼンテーション）

ア 日 時 令和4年10月中旬（予定）

イ 場 所 書類審査後、通知します

※日時場所は別途、通知します。

※面接審査は、公開で行います。ただし、応募団体関係者は入れません。

※選定委員会における審議過程については、非公開とします。

（4）選定結果のお知らせ

各団体宛に令和4年11月上旬までに通知し、ホームページにて結果を公開します。

5. 指定管理者の指定

（1）指定管理者の指定

市議会に対し指定管理者の指定に関する議案を上程します。市議会議決後に指定管理者を指定します。

（2）指定管理者の指定日

令和5年4月1日

（3）協定の締結

大和市子育て支援施設条例第14条により、仕様書、申込団体の企画提案に基づき、市との協議に基づき協定を締結します。協定は以下の項目について定めます。

- ア 指定期間に関する事項
- イ 管理業務に関する事項
- ウ 利用料金に関する事項
- エ 管理業務報告に関する事項
- オ 管理費用に関する事項
- カ 施設等の原状回復に関する事項
- キ 損害賠償に関する事項
- ク 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ケ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 管理業務に係る情報公開に関する事項
- サ 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

6. スケジュール

内容	日程 (予定)
募集要項の公表、募集開始	令和4年8月1日 (月)
募集要項等配布期間	令和4年8月1日 (月) ~ 9月20日 (火)
施設見学会	令和4年8月9日 (火)
質問事項の受付期間	令和4年8月10日 (水) ~ 8月24日 (水)
質問の回答予定期日	令和4年9月9日 (金)
応募書類の提出期限	令和4年9月20日 (火) 17時
面接審査日時のご案内予定日	令和4年9月29日 (木)
面接審査予定日	令和4年10月12日 (水)
選定結果の公表、応募者への通知	令和4年11月上旬
大和市議会における議決 (予定)	令和4年12月
指定管理者の指定	令和5年4月1日 (土)
協定書の締結	
管理運営の開始	

7. 関係書類

(1) 様式等

- ア 指定管理者指定申込書【様式1】
- イ 辞退届【様式2】
- ウ 役員、理事、評議員等の名簿【様式3】
(記載内容を神奈川県警察本部に照会することを了承すること。)
- エ 欠格事項に関する申立書【様式4】
- オ 企画提案書【様式5】(別添：表1～表3の作成を含む。)
- カ 施設の管理運営に係る収支予算書【様式6】及び指定管理料見積書
- キ 質問票【様式7】
- 《別紙》リスク分担表

(2) 業務に関する仕様書

大和市子育て支援施設指定管理者業務仕様書

(3) 市の条例等

- ア 大和市子育て支援施設条例
- イ 大和市子育て支援施設条例施行規則
- ウ 大和市子育て支援施設の指定管理者選定委員会設置要綱
- エ 大和市子育て支援施設指定管理者の候補者 審査要領
- オ 評価表

8. 提出先及び問い合わせ先

大和市こども部 ほいく課 保育指導係

〒242-0004 大和市鶴間1-31-7 大和市保健福祉センター2階

電話 046(260)5672

FAX 046(264)0202

電子メールアドレス ko_hoiku@city.yamato.lg.jp

※質問票の送付は、上記提出先へお願いします。

《別紙》 リスク分担表 ○：主負担 △：従負担

種 類	内 容	負担者	
		市	指 定 管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加		○
	ただし、急激な変動によるもの	協 議	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
	ただし、急激な変動によるもの	協 議	
周辺住民・市民等 及び施設利用者 への対応	事業に対する苦情、反対、要望、訴訟	○	△
	施設管理、運営業務内容に対する市民等及び施設利用者からの苦情、反対、要望、訴訟への対応	△	○
法令等の変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更	協 議	
	一般的な税制変更等		○
	上記以外の施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	△
政治、行政的理由 による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力等	不可抗力に伴う、施設、設備の修復による経費の増加によるもの	○	△
	ただし、不可抗力及び大和市の責めに帰すべき事由に伴う、業務履行不能による休業補償等	協 議	
書類の誤り	仕様書等の市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	企画提案書等の指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（1件当たり50万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○
	経年劣化によるもの（指定管理者の責めに帰さない修繕で、上記以外のもの）	○	
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（1件当たり50万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○

	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
	上記以外のもの	協	議
第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	協	議
セキュリティ	指定管理者の警備不備による情報漏洩、犯罪の発生		○
	ただし、犯罪による損害額が著しい場合	協	議
需要変動	利用者の増減に伴う指定管理者の収益の増減		○
情報の保護	指定管理者が知りえた情報の漏洩		○
債務不履行	指定管理者の事業放棄、破綻等によるもの		○
指定期間の満了	指定期間終了、中途における業務廃止に伴う撤収費用及び新しい指定管理者への引継費用		○
利用者の許認可	指定管理者の責によるもの		○
コスト増大	施設管理上必要となった経費		○
事業の変更・遅延・中止	指定管理者の運営上の瑕疵、事業放棄、事業破綻によるもの		○
要求水準未達	指定管理者の運営が協定書の水準に満たない場合		○
運営停止	指定管理者の責によるもの		○